
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討事項

これまでの検討

(IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続)

1. IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）では、第 38 回作業部会（2017 年 10 月 24 日開催）から IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）のエンドースメント手続を開始している。
2. これまでの作業部会及び企業会計基準委員会では、IFRS 第 16 号の会計モデル及び個別論点の確認を踏まえて、エンドースメント手続として検討すべき論点の識別及び当該論点に関する事務局の評価の検討を行った。また、論点の検討の参考として、第 76 回リース会計専門委員会（2018 年 2 月 5 日開催）及び第 77 回リース会計専門委員会（2018 年 2 月 26 日開催）において、事務局の評価に関する意見を聴取した。
3. 第 42 回作業部会（2018 年 3 月 12 日開催）では、前項の審議を踏まえてさらに議論を深めるために、コメント募集案の形式にした事務局の評価を提示し、検討を行った。

(IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)のエンドースメント手続)

4. 2014 年 7 月に改正された IFRS 第 9 号「金融商品」等のエンドースメント手続については、2017 年 10 月 31 日に修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」を公表している（コメント締切：2018 年 1 月 4 日）。第 41 回作業部会及び第 42 回作業部会において、当該公開草案に対して寄せられたコメントについて対応を検討した。

本日の検討事項

(IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続)

5. 第 3 項の検討を踏まえて、コメント募集案の形式にした事務局の評価の検討を行う（審議事項(4)-2-1、審議事項(4)-2-2）。

(IFRS 第9号「金融商品」(2014年)のエンドースメント手続)

6. 第4項の検討を踏まえて、修正国際基準公開草案第5号に寄せられたコメントへの対応を検討する(審議事項(4)-3-1～審議事項(4)-3-8)。

以 上